

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第１項の規定に基づき提出された桜井警察署の拾得物件引取期間の誤教示事故に係る損害賠償金の支出に係る住民監査請求についての監査結果は、次のとおりである。

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	森 田 康 文
同	和 田 恵 治
同	藤 野 良 次

第１ 監査の請求

１ 請求人 略

２ 請求書の提出日 令和４年９月７日

３ 請求の要旨

監査請求書及び追加提出があった資料等の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

（１）措置要求事項

桜井警察署長（以下「署長」という。）が行った桜井警察署（以下「桜井署」という。）の拾得物件引取期間の誤教示事故（以下「本件事故という」。）に係る損害賠償金（以下「本件賠償金」という。）の支出は違法であるため、当該支出の責任者である奈良県知事（以下「知事」という。）に対して当該支出の全額２万円を奈良県（以下「県」という。）に返還するよう求める。

（２）請求の理由

署長は、本件賠償金について、奈良県議会（以下「議会」という。）での議決を得て、本件賠償金の支出の相手方（以下「本件相手方」という。）と示談を成立させ、令和３年１０月１８日に、本件相手方に対して県費をもって本件賠償金を支払うという財務会計上の行為を行っている。

しかし、国家賠償法（以下「国賠法」という。）第１条第１項の要件を充足していないばかりか、他の国賠法上の規定に係る手続きもとられておらず、本件賠償金支出は違法である。

＜本件賠償金を違法と判断した３つの理由＞

- | |
|--|
| ①本件事故において本件相手方は、自分が拾得した現金２万円について、民法第２４０条の規定により、自分が拾得した日から３か月経過した令和３年２月１２日に所有権を取得し、遺失物法第３６条の規定により、所有権を取得した日から２か月を経過した令和３年４月１３日には、所有権を失うこととなることについて確認すべき法律上の義務があり、その義務を怠ったために、本件相手方は、令和３年４月１３日にその所有権を失った。本件相手方にも、法律上の権利及び義務を確認しなかったという重大な過失が認められる。 |
| ②本件相手方が国賠法第５条及び民事訴訟法の規定に基づき、県に対して自分が受けた損害の賠償を求める請求を行っていない。 |
| ③奈良県警察は、桜井署の警察官の過失を認定しているが、拾得物件の引取期間についての警察官の告知義務や拾得物件預り書への記入義務について規定した法律はなく、警察官が誤ってその期間を教示したり誤った記入をしたとしても、法律上違法とは認められないことから、警察官の過失行為について国賠法第１条第１項の規定に係る違法性が認められない。 |

そして、署長による違法な本件賠償金の支出の結果、県に本件賠償金２万円の損害が生じている。

４ 請求人から提出された事実証明書

- (１) 伺（件名：桜井署における拾得物件引取期間の誤教示事故に伴う損害賠償について）
- (２) 請求書
- (３) ９月定例県議会提出予定議案（警察本部関連事業）について
- (４) 拾得物件預り書
- (５) 拾得物件控書
- (６) 拾得物件交番等写

第２ 監査の実施

１ 請求人の証拠の提出及び陳述

令和４年１０月１２日、法第２４２条第７項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から本件の監査請求に係る「拾得物件預り書」の写し等

の証拠の提出及び陳述があった。

2 監査の観点、着眼点、対象及び方法

奈良県監査基準に基づき、合規性等の観点から、本件賠償金の支出が違法又は不当な公金の支出であると認められるかなどに着眼して、請求人が違法と主張する本件賠償金の支出を対象として、請求人から提出を受けた資料並びに監査対象部局から提出を受けた資料及び監査対象部局の説明等の内容を確認するなどの方法により監査した。

3 監査対象部局

奈良県警察本部（以下「警察本部」という。）

4 監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等

警察本部に対して、監査資料の提出を求めるとともに、令和4年10月14日に説明を聴取するなどした。

警察本部から提出を受けた監査資料及び警察本部の説明の内容等は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件賠償金の支出の概要

- ・ 支出額 2万円
- ・ 支出日 令和3年10月18日
- ・ 支出の相手方 本件相手方

(2) 本件相手方が現金2万円を拾得してから本件賠償金の支出までの経緯

ア 本件相手方が現金2万円を拾得してから本件事故が発覚するまでの経緯について

- ・ 令和2年11月11日午前10時30分頃
本件相手方が自宅前花壇で現金2万円を拾得した。

- ・ 同日午後3時18分頃

本件相手方からの連絡により桜井署A交番の勤務員（以下「A交番勤務員」という。）が本件相手方自宅に赴き、拾得物件の提出を受けた。A交番勤務員は、拾得物受理番号等の交付を受けるため、無線機により桜井署地域課に連絡し、同課勤務員が「奈良県警察遺失物情報管理システム」（以下「システム」という。）により拾得物受理番号及び拾得者権利期間の確認を行った。その際、何らかの理由によりシステムに表示された「拾得者権利期間」

が、一般の拾得物件の期間である「公告後３か月を経過した日から２か月間」のところ、埋蔵物の期間である「公告後６か月を経過した日から２か月間」と誤って表示され、これに基づき同課勤務員から回答を受けた同交番勤務員が誤った期間を拾得物件預り書に記載した。

- ・ 同日
桜井署会計課において、拾得物担当者がシステム登録内容の修正をした。
- ・ 同月１２日
桜井署会計課において、拾得物件と拾得物件控書を桜井署地域課勤務員から引継ぎ、処理をするにあたり、「拾得者の物件引取期間」の誤りを看過した。
- ・ 令和３年４月１３日
拾得物件が遺失物法第３７条の規定により県に帰属した。
- ・ 同年５月１３日午前１０時頃
桜井署に本件相手方が「拾得物件預り書」を持参し、拾得物件を引き取りたい旨を申し出たため、同署会計課勤務員が「拾得物件預り書」の内容とシステムの登録データを突合したところ、拾得物件預り書の「拾得者の物件引取期間」欄の記載に誤りがあることが判明した。

イ 上記のア以後本件賠償金の支出までの経緯

- ・ 同年７月１９日
桜井署が、本件相手方から本件賠償金を請求する旨の意思を確認し、確認書を作成した。
- ・ 同年８月２５日
警察本部が本件賠償金の支出に関する議案書の知事決裁を得た。
- ・ 同年９月１６日
知事が本件賠償金の支出に関する議案書を議会（令和３年９月定例県議会）に提出した。
- ・ 同年１０月８日

本件賠償金の支出に係る議案について、議会で議決された。

- ・ 同月 13 日

署長が本件相手方と示談書を交わした。

また、署長が本件賠償金の支出に係る支出負担行為を決議のうえ、支出命令を決議した。

- ・ 同月 18 日

本件相手方に対する本件賠償金の支出が完了した。

(3) 本件相手方の現金 2 万円の拾得から桜井署の事務処理における法的根拠について

ア 現金 2 万円が遺失物であると判断した法的根拠及びその理由について

「遺失物法等の解釈運用基準について（通達）」（令和元年 11 月 29 日付け警察庁丙会発第 60 号）によれば、「遺失物」とは、他人が占有していた物であって、当該他人の意思に基づかず、かつ、奪取によらず、当該他人が占有を失ったものであり、本件は、拾得物件が、本件相手方の自宅前に設置された花壇において発見された裸の現金であり、手紙やメモ等が添付されておらず、「当該他人の意思に基づいて」当該他人が占有を失ったものとは認められないこと、及び拾得物件が被害品となる事案の発生が認められないこと（被害届受理状況の確認）から、「占有者の意思に基づかず」「かつ、奪取によらず」当該他人が占有を失ったものであり、遺失物法第 2 条第 1 項による「遺失物」とであると判断したものである。

イ 本件相手方が遺失物の所有権を獲得した法的根拠及びその理由について

遺失物法第 4 条第 1 項において、「拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。」と拾得者の義務が定められており、また民法第 240 条において、「遺失物は、遺失物法の定めるところに従い公告をした後 3 箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。」と所有権の取得に関して規定されている。

本件相手方は、現金 2 万円を拾得した当日に桜井署 A 交番勤務員へ届出（署長に提出）を行っていることから、遺失物法第 4 条第 1 項に規定する拾得者の義務を履行していると判断される。その後、桜井署会計課において、令和 2 年 11 月 11 日から令和 3 年 2 月 11 日までの間、民法第 240 条に定める公告

をした後の３か月以内に所有者が判明しなかったことから、令和３年２月１２日に所有権を取得した。

加えて、本件相手方に対し、物件提出時に遺失物法による拾得者の権利（費用を請求する権利、報労金を受け取る権利及び所有権を取得する権利）を確認したところ、すべて有権とする旨申し出たことから、令和３年２月１２日に所有権を取得したものである。

ウ 遺失物に係る桜井署の事務処理について

(ア) 本件相手方自宅での桜井署の事務処理について

遺失物法施行規則（以下「規則」という。）第１８条第４項において、警察署長は、提出物件について、遺失物法の定めるところに従い公告をした後３か月以内に遺失者が判明しない場合において、拾得者が所有権を取得する権利を有するときは、拾得者に対し、「当該物件の所有権を取得した期日」、「当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日」を通知するものとしており、規則第１８条第５項において「あらかじめ拾得物件預り書に記載することにより、前項の規定による通知に代えることができる。」とされている。

なお、Ａ交番勤務員は本件相手方に対し、拾得物件預り書の「拾得者の物件引取期間」欄に「令和３年２月１２日から令和３年４月１２日まで」と記載すべきところを「令和３年５月１２日から令和３年７月１２日まで」と誤った記載を行い、これを本件相手方に交付するとともに拾得者の権利について説明した。

(イ) 規則で定める事務処理をすることができなかった理由について

Ａ交番勤務員が無線機により桜井署地域課に連絡し、同課勤務員がシステムにより拾得物受理番号及び拾得者権利期間の確認を行った際、何らかの理由によりシステムに表示された「拾得者権利期間」が、一般の拾得物件の期間である「公告後３か月を経過した日から２か月間」のところ、埋蔵物の期間である「公告後６か月を経過した日から２か月間」と誤って表示され、これに基づき同課勤務員から回答を受けた同交番勤務員が誤った期間を拾得物件預り書に記載したためである。

(4) 再発防止に向けた取り組みについて

ア 令和３年５月２０日から３１日の間、桜井署をはじめとする県下全ての警察署（１２署）に対して、遺失物等に関する緊急の巡回点検・指導を実施した。

(7) 「拾得物件控書」の総点検

各警察署が保管する「拾得物件控書」を全点検し、「拾得者の物件引取期間」に記載誤りがない旨を確認した。

(イ) 警察署会計職員に対する指導教養の実施

同種事案の未然防止を目的に、警察本部会計課の幹部職員が、県下全警察署（１２署）の会計課長以下会計職員と面談を行い、当該事案の発生状況（概要）を伝達すると共に、「他山の石」として、同種事案の未然防止策について指導教養を実施した。

イ システムの改良を実施した。

システムによる採番の過程で、「埋蔵品である」という項目（□）に、誤ってチェック（☑）が入った可能性も否定できないことから、システム開発業者と協議の上、チェック欄の（□）の表示場所を採番手続に影響しない位置に移動（変更）するとともに「埋蔵品である」欄にチェック（☑）が入った場合には、「埋蔵品で間違いないですか？」という確認メッセージをポップアップ画面で表示するようにシステム改良を実施し、警察署、警察本部が連携して同種事案の再発防止の徹底を図った。

(5) 本件賠償金の支出は違法とする旨の請求人の主張に対する見解について

ア 本件相手方にも、法律上の権利及び義務を確認しなかったという重大な過失が認められるため本件支出は違法である旨の請求人の主張に対する見解について

(7) 本件相手方に重大な過失がないことの根拠について

A 交番勤務員は規則第１８条第４項及び第５項に規定された提出物件の遺失者が判明しない場合において「拾得者が所有権を取得することとなるべき期日」、「当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日」について拾得物件預り書に記載するとともに、本件相手方に対して同書を示したうえで拾得者の権利について説明を行った。この際、拾得物の引取りは警察からは連絡をしないので、引取期間までに何の連絡もなければ桜井署会計課まで引取りにくるよう念押ししている。

しかしながら、同書に記載された「拾得者の物件引取期間」は、正しくは「令和３年２月１２日から令和３年４月１２日まで」であるべきところ、桜井署地域課から誤って教示を受けた「令和３年５月１２日から令和３年７月１２日まで」と記載しており、誤った期間を本件相手方に通知したものであ

る。

なお、本事案については、警察官の故意によるものではなく、「拾得物件預り書」作成時の「拾得者の物件引取期間」欄の誤記入や、その後の事務処理、決裁過程において、「拾得者の物件引取期間」の誤りを是正できなかったことについて、それぞれ過失は認められるものの、重大な過失があったとは認められないものである。

(イ) 請求人の主張に対する見解について

上記(ア)の とおり、桜井署の警察官が拾得者に交付する「拾得物件預り書」の「拾得者の物件引取期間」欄に誤った期間を記入して、これを正しいものとして、取扱者である警察官及び署長の公印が押された拾得物件預り書を作成し、これを本件相手方に示したうえで、「拾得物件に関する権利」及び「物件引取期間」の説明を行った後に交付したものであり、頻繁に遺失物の取扱いをすることがなく、かつ、法令を熟知していない一県民である本件相手方が、同書に記載された「拾得者の物件引取期間」が誤っていることを確認しなかったことに対し、重大な過失があるとは到底認められないものである。

イ 本件相手方が国賠法第5条及び民事訴訟法の規定に基づき、県に対して自分が受けた損害の賠償を求める請求を行っていないため本件支出が違法である旨の請求人の主張に対する見解について

(ア) 本件相手方からの請求の状況について

本件賠償金の支出に係る本件相手方からの請求書は、令和3年10月13日付けで作成されたもので、当該拾得物件を受領した署長宛となっている。その内容は、桜井署における本件事故に係る損害賠償請求である。同請求に際しては、当事者である「甲」署長と「乙」本件相手方の間において、同日付で示談書が取り交わされており、その条件は、「甲は、乙に対して、拾得物件の金額と同額の2万円を賠償する。」となっている。

(イ) 署長が本件賠償金の支出に係る事務処理を行う権限の根拠について

奈良県会計規則（以下「会計規則」という。）第2条及び第3条並びに平成16年3月30日奈良県告示第661号「かいの指定」（以下「かいの指定に係る告示」という。）により、署長はかい長として、桜井署に係る経費の支出負担行為及び支出命令等の会計事務について、知事から委任を受けている。また、奈良県契約規則（以下「契約規則」という。）第26条により、

署長はかい長として、桜井署に係る契約（同条第1号「自動車の購入に係る契約以外の契約で、1件の契約金額が100万円未満のもの」）の締結に関する事務について、知事から委任を受けている。

なお、桜井署の管轄区域は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（以下「警察署条例」という。）により、桜井市、宇陀市、宇陀郡、吉野郡と定められている。本件事故は、桜井署が管轄する桜井市で発生したものである。

（ウ）請求人の主張に対する見解について

上記（ア）のとおり、本件相手方から拾得物件の金額と同額の損害賠償金を請求する意思が示され、担当職員に到達した時からその効力が生じており、また、本件相手方からの意思表示の証拠として「甲は、乙に対して、拾得物件の金額と同額の2万円を賠償する。」旨の示談書（令和3年10月13日付け）を作成し、本件相手方から署名も得ていることから、本件賠償金の支出に問題はない。また、上記（イ）のとおり、「かい長」である署長が知事に代わって署長の名をもって委任を受けた事務を行うことは権限の範囲内であり、違法性は見当たらない。

ウ 奈良県警察は、桜井署の警察官の過失を認定しているが、拾得物件の引取期間についての警察官の告知義務や拾得物件預り書への記入義務について規定した法律はなく、警察官が誤ってその期間を教示したり誤った記入をしたりしたとしても、法律上違法とは認められないことから、警察官の過失行為について国賠法第1条第1項の規定に係る違法性が認められない旨の請求人の主張に対する見解について

（ア）国賠法第1条第1項で規定する要件への適合について

警察本部は、本件賠償金の支出に係る国賠法第1条第1項で規定する要件（次の①～⑤の要件）を満たすと判断している。

① 本件の「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員」について

本件拾得物件を受理した警察官、システムを操作して「受理番号」を採番し、拾得物件を受理した警察官に「受理番号」及び「拾得者の物件引取期間」を連絡した地域課警察官、拾得当日にシステム上で当該物件の詳細登録を行い、翌日に当該物件の引継ぎを受けた会計課拾得物担当者並びに「拾得物件控書」の決裁を行った会計課長、会計係長及び会計係主任は、いずれも奈良県警察の警察官又は一般職員である。

② 本件の「故意又は過失」について

当該拾得物件を受領した警察官は、本件相手方に損害を与える故意は認められないものの、拾得物件預り書の「拾得者の物件引取期間」欄に「令和3年2月12日から令和3年4月12日まで」と記載すべきところを、漫然と「令和3年5月12日から令和3年7月12日まで」と誤った記載をした過失が認められる。

会計課拾得物担当者は、本事案を地域課勤務員から引き継いで処理するに当たり、「拾得者の物件引取期間」の誤りを看過した過失が認められる。

会計課長、会計係長及び会計係主任は、会計課において拾得物担当者から回付された「拾得物件控書」の決裁を行うにあたり、「拾得者の物件引取期間」の誤りについて本件相手方に対する補正措置を失念した過失が認められる。

③ 本件の「その職務を行うについて」について

遺失物法第5条及び規則第18条に基づく、拾得者に対し、提出を受けたことを証する書面を交付するに際し、提出物件の遺失者が判明しない場合において「拾得者が所有権を取得することとなるべき期日」、「当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日」をあらかじめ拾得物件預り書に記載し通知する職務上の行為である。

④ 本件における「違法に」について

拾得物件を受領した警察官の過失により、規則第18条第4項及び第5項に規定されている「拾得者が所有権を取得することとなるべき期日」及び「当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日」について、「拾得物件預り書」に正しい期日を記載して交付すべきところ、誤った「拾得者の物件引取期間」を記載し、本件相手方にこれを交付、通知したことである。

⑤ 本件の「他人に損害を加えたとき」について

本件相手方が当該物件の引取りを申し出た令和3年5月13日の時点では、すでに拾得者の物件引取期間が経過していたため、遺失物法及び民法に定める拾得者の所有権は喪失し、当該物件（2万円）の所有権は県に帰属していたため、当該物件を引取ることができず、本件相手方に損害を与えた。

(イ) 請求人の主張に対する見解について

上記の(ア)で示すとおり、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたことは明白であり、国賠法第1条第1項の要件を満たしている。

第3 監査の結果

本件の住民監査請求の監査の結果を次のとおり決定した。

本件の住民監査請求の監査対象に係る措置要求は、賠償金の支出に必要な要件を満たしていないとする請求人の主張には理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 請求人の個々の主張に対する監査委員の判断について

(1) 本件相手方にも、法律上の権利及び義務を確認しなかったという重大な過失が認められるため本件支出は違法である旨の請求人の主張に対する監査委員の判断について

ア 国賠法第1条第1項を適用するための違法性について

平成5年3月11日最高裁判所判決において、「税務署長のする所得税の更正は、所得金額を過大に認定していたとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、(中略)職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り、右の評価を受けるものと解するのが相当である。」と判示されている。

したがって、上記の最高裁判所の判決に基づき、公務員の職務上の義務に違反した行為があれば国賠法第1条第1項を適用するための違法性があると判断することができる。

イ 本件事故における国賠法第1条第1項を適用するための違法性について

警察本部の説明によると、本件では拾得物件を受理したA交番勤務員は、拾得物件預り書の「拾得者の物件引取期間」欄に「令和3年2月12日から令和3年4月12日まで」と記載すべきところ、桜井署地域課から教示を受けた「令和3年5月12日から令和3年7月12日まで」と記載し、これを本件相手方に交付した。これは、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則第4条において「その職務の遂行に当たっては、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用してはならない。」と規定されている警察職員が、遺失物法第5条の書面を交付する際に、規則第18条第4項及び第5項に規定

されている拾得物件預り書の「拾得者の物件引取期間」に正しい期日を記載して交付すべきところ、誤った物件引取期間を記載して本件相手方に交付したものである。

また、拾得当日にシステム上で当該物件の詳細登録を行い、翌日に当該物件の引継ぎを受けた会計課拾得物担当者は、本事案を地域課警察官から引き継いで処理するに当たり、「拾得者の物件引取期間」の誤りを看過した過失が認められる。そして、会計課長、会計係長及び会計係主任は、会計課において拾得物担当者から回付された「拾得物件控書」の決裁を行うにあたり、「拾得者の物件引取期間」の誤りについて本件相手方に対する補正措置を失念した過失が認められる。

よって、A交番勤務員が規則第18条第4項及び第5項に規定されたとおりに「拾得者の物件引取期間」を正しく記載して交付すべきところ、誤った記載をし、本件相手方にこれを交付・通知したこと、並びに会計課長、会計係長、会計係主任及び係員が、補正措置を失念した過失は、桜井署の一連の行為として職務上の義務に違反したと認められる。

したがって、上記の一連の行為として関係する桜井署の職員が、規則第18条第4項及び第5項等に定める職務上の義務に違反したものであるとして国賠法第1条第1項にいう違法性があったと判断できる。

ウ 請求人の主張に対する監査委員の判断

以上のとおり、前記の最高裁判所の判決によると、公務員の職務上の義務に違反した行為があれば国賠法第1条第1項上で違法性があると判断しており、警察本部の説明によると、本件においても桜井署の職員が規則第18条第4項及び第5項等に定める職務上の義務に違反した行為により、本件相手方は獲得できるはずであった拾得物の所有権を失うことになったので、国賠法第1条第1項上の違法性があると判断できる。よって、署長が、本件相手方に対し損害賠償金として支払った2万円について、国賠法第1条第1項に基づく賠償責任があると判断したことに問題はない。

加えて、本件相手方については、警察本部からの説明のとおり拾得物件預り書の「拾得者の物件引取期間」について確認すべき法律上の義務があるということができず、また、「拾得者の物件引取期間」について疑いを持って調べなかったことをもって本件相手方に過失があると認めることができないことから、桜井署の一連の対応における違法性に何ら影響を及ぼすものではない。

したがって、本件相手方に、法律上の権利及び義務を確認しなかったという

重大な過失が認められるため本件支出は違法である旨の請求人の主張は理由がないと判断する。

- (2) 本件相手方が国賠法第5条及び民事訴訟法の規定に基づき、県に対して自分が受けた損害の賠償を求める請求を行っていないため本件支出が違法である旨の請求人の主張に対する監査委員の判断について

ア 国賠法第5条及び民事訴訟法に基づく損害賠償に係る請求の方式について

被害者が国又は公共団体に対して損害賠償請求をするに当たり、請求の宛先、方法、様式等（以下「請求の方式」という。）について、国賠法及び民事訴訟法には特定、具体には定められていない。

また、国賠法第5条では、「国又は公共団体の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。」とされているが、民法及び民法以外の他の法律においても、請求の方式について特定、具体には定められていない。

イ 本件賠償金の支出に係る本件相手方からの請求について

警察本部の説明によると、令和3年10月13日に、「署長は、本件相手方に対して、拾得物件の金額と同額の2万円を賠償する。」旨記載された示談書を作成している。また、同日付で「桜井署における拾得物件引取期間の誤教示事故にかかる損害賠償金」として署長宛の請求書を本件相手方から受領している。

監査委員は、前記の示談書及び請求書を調査したところ、令和3年7月19日付けで「署長は、本件相手方に対して、拾得物件の金額と同額の2万円を賠償する。」旨の確認書も交わされており、示談書には「署長は、本件相手方に対して、拾得物件の金額と同額の2万円を賠償する。」旨記載されていた。また、請求書には「桜井署における拾得物件引取期間の誤教示事故にかかる損害賠償金」として、2万円を請求すると記載されており、本件相手方からの請求の意思を確認することができた。

ウ 本件賠償金の支出に関する会計事務等の委任について

警察本部の説明のとおり、会計規則第2条及び第3条並びにかいの指定に係る告示により、署長はかい長として、桜井署に係る経費の支出負担行為及び支出命令等の会計事務について、知事から委任を受けている。また、契約規則第26条の規定により、署長は、桜井署に係る契約（同条第1号「自動車の購入

に係る契約以外の契約で、1件の契約金額が100万円未満のもの」）の締結に関する事務についても、知事から委任を受けている。なお、本件事故は、警察署条例で定める桜井署の管轄区域内（桜井市内）で発生した事案に係るものである。

エ 請求人の主張に対する監査委員の判断

以上のとおり、国賠法第1条第1項に基づく損害賠償の請求の方式について、同法、民事訴訟法、民法及び民法以外の他の法律には特定、具体には定められていないところ、前記の警察本部の説明内容並びに本件相手方が署名した示談書及び請求書の記載内容等から、桜井署所属の警察官が「拾得物件預り書」の「拾得物件引取期間」欄に誤った期間を記入して教示したことにより本件相手方が所有権を喪失した拾得物件（2万円）の損害賠償金について、署長は本件相手方から請求の意思表示を書面で受けていたことが認められる。

また、署長は、桜井署に係る会計事務等について、会計規則及び契約規則の規定等により、知事から委任を受けているところ、警察本部の説明の内容から、署長は、警察署条例で定める同署の管轄区域内で発生した本件事案に起因する本件賠償金の支出に係る会計事務等について、知事から委任を受け事務処理を行ったと認められ、本件賠償金の支出に係る会計事務等に関して、署長が知事から委任を受けた権限の範囲を逸脱又は濫用したというような特段の事情も認められない。

したがって、国賠法第5条及び民事訴訟法の規定に基づき県に対して自分が受けた損害の賠償を求める請求を行っていないため本件賠償金の支出が違法である旨の請求人の主張は理由がないと判断する。

- (3) 奈良県警察は、桜井署の警察官の過失を認定しているが、拾得物件の引取期間についての警察官の告知義務や拾得物件預り書への記入義務について、規定した法律はなく警察官が誤ってその期間を教示したり誤った記入をしたとしても、法律上違法とは認められないことから、警察官の過失行為について国賠法第1条第1項規定に係る違法性が認められない旨の請求人の主張に対する監査委員の判断について

ア 国賠法第1条第1項に規定する要件（違法性）について

国賠法第1条第1項では「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定されている。

そして、前記の最高裁判所の判決のとおり、公務員の職務上の義務に違反した行為があれば国賠法第1条第1項を適用するための違法性があると認められる。

イ 国賠法第1条第1項規定の要件の適合の認定に係る当時の警察本部の判断の内容等について

警察本部の説明によると、本件事故について、拾得物件を受理したA交番勤務員は、遺失物法第5条及びそれに関連する規則各条項に基づき、拾得物件預り書の「拾得者の物件引取期間」欄に「令和3年2月12日から令和3年4月12日まで」と記載すべきところを、漫然と「令和3年5月12日から令和3年7月12日まで」と誤った記載をしたほか、前記のとおり、桜井署の一連の行為として関係する桜井署の職員が、過失により職務上の義務に違反することにより、結果として、本件相手方は当該物件を引取ることができず、本件相手方に損害を与えたと認定し、国賠法第1条第1項の要件を満たしているとしている。

ウ 請求人の主張に対する監査委員の判断

以上のとおり、前記の最高裁判所の判決によると、公務員の職務上の義務に違反した行為があれば国賠法第1条第1項を適用するための違法性があるとされているところ、前記の警察本部の説明内容等から、桜井署の職員が遺失物法第5条及びそれに関連する規則各条項に基づく職務上の義務に違反した行為をし、その結果、本件相手方に損害を与え、同職員の過失も認められることから、国賠法第1条第1項にいう違法性があつたと評価でき、県に国賠法第1条第1項に基づく賠償責任があると判断していたことについては十分合理性があると認められる。

したがって、拾得物件の引取期間についての警察官の告知義務や拾得物件預り書への記入義務について規定した法律はなく、警察官が誤ってその期間を教示したり、誤って記入をしたとしても法律上違法とは認められず、本件賠償は国賠法第1条第1項規定に係る違法性が認められないため支出の要件を欠く旨の請求人の主張は理由がないと判断する。

2 結論等

以上のとおり、本件賠償金の支出は違法とは認められないため、知事が県に対して当該支出金を返還する理由はないと判断する。

そして、前記のとおり、本件事故に関して、A交番勤務員だけでなく一連の行為

として桜井署の職員が遺失物法第5条及びそれに関連する規則各条項に基づく職務上の義務に違反した行為をしていたことに鑑み、警察本部から、再発防止に向けた取組を既に実践している旨の説明がなされたところではあるが、組織的な取組の継続が望まれる。